

1 措置通知があった包括外部監査

- 平成22年度 「保健福祉部及び教育委員会事務局が実施する事業について」  
平成25年度 「市の債権事務の執行について」  
平成26年度 「水道事業（簡易水道を含む。）、下水道事業における財務事務の執行及び管理運営について」  
平成27年度 「外郭団体等の財務事務執行及び経営管理について」  
平成28年度 「高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行について」

2 いわき市長から措置通知があった日

平成30年1月15日

3 措置通知の内容

別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種別（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。

イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。

ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名            水道局 総務課

監査の実施年度 (平成 26 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(81 頁)</p> <p>5 財産管理・物品管理は適切に行われているか</p> <p>(休止施設の取扱いについて)</p> <p>大利ポンプ場など、水道施設として機能を有していない、また、現時点で再利用の予定もない休止施設がある。</p> <p>本来であれば、有姿除却により貸借対照表から除外すると共に、備忘価額まで固定資産台帳上の簿価を減額すべきである。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>これまで、施設の休止を決定した時点では除却処理は行わず、当該施設を廃止し、施設自体を撤去した際に除却処理を行ってきました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>現時点で休止中の施設は複数あり、建物のほか構築物など遊休状態のものが多数存在することから、その状況について改めて実態を調査した結果、遊休状態にある固定資産の帳簿価格の合計が約 1 億 7 千万円であることが判明しました。</p> <p>ただし、廃止施設の中には一部設備等を稼働させている施設が含まれていることから、除却すべき資産の再精査を行うとともに、一度に除却することによる収支への影響が大きいため、経営状況を勘案のうえ、平成31年度以降において、随時、所要の経費について予算化を図り、有姿除却を実施することとします。</p> <p>また、今後は、施設の休止などにより固定資産の状況に異動があった場合は、所管課等からの報告に基づき、適切な時期に除却処理を行うこととします。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名            水道局 営業課

監査の実施年度 (平成 26 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(57 頁)</p> <p>2 水道料金の徴収事務は適切に行われているか。また、滞納整理など債権管理は適切に行われているか。</p> <p>継続的に回収している債権について、本来、時効中断し、不納欠損すべきではない。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>現在稼働している「上下水道料金処理オンラインシステム」に債権管理の機能が備えられていないことから、分納誓約書に基づき継続的に回収している債権についても時効中断をせず、2年経過後に不納欠損処理を行ったうえで、納入管理を継続しています。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>「上下水道料金処理オンラインシステム」の改修に着手し、債権管理に係る機能を追加することとしました。(平成 30 年 3 月完了予定)</p> <p>この改修により、不納欠損の可否を未収債権毎に選択できるようになるため、平成 29 年度に不納欠損処理の対象となる未収債権 (平成 27 年度調定分) から、分納誓約により回収見込みのある債権については不納欠損を行わないこととします。</p>		

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名            水道局 総務課

監査の実施年度 (平成 26 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(82 頁)</p> <p>5 財産管理・物品管理は適切に行われているか</p> <p style="padding-left: 20px;">(施設転用後の未稼働資産について)</p> <p style="padding-left: 20px;">四倉町にある栗木作配水池については、当初浄水施設であったがその後配水池に転用している。しかし、浄水施設として使用していた濾過池や沈殿池が依然として固定資産台帳に登載されている。</p> <p style="padding-left: 20px;">施設全体が休止していない場合であっても、部分的に使用していない固定資産については、有姿除却を検討し貸借対照表から除外すると共に、備忘価額まで固定資産台帳上の簿価を減額すべきである。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>これまで、施設の休止を決定した時点では除却処理は行わず、当該施設を廃止し、施設自体を撤去した際に除却処理を行ってきました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>現時点で休止中の施設は複数あり、建物のほか構築物など遊休状態のものが多数存在することから、その状況について改めて実態を調査した結果、遊休状態にある固定資産の帳簿価格の合計が約 1 億 7 千万円であることが判明しました。</p> <p>ただし、廃止施設の中には一部設備等を稼働させている施設が含まれていることから、除却すべき資産の再精査を行うとともに、一度に除却することによる収支への影響が大きいため、経営状況を勘案のうえ、平成31年度以降において、随時、所要の経費について予算化を図り、有姿除却を実施することとします。</p> <p>また、今後は、施設の休止などにより固定資産の状況に異動があった場合は、所管課等からの報告に基づき、適切な時期に除却処理を行うこととします。</p>		